



消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

メールで2億円当たったと言われて…

～当選商法の詐欺手口～

【事例】

申し込んだ覚えがないのに「2億円当選しました」とメールが届いた。

何度も同じメールが届くので、本当に当選したのかもと思い、返信した。当選金を受け取るには登録料1万円が必要と言われ、指示されるままにコンビニでプリペイド型電子マネーギフト券を購入し、裏に書かれた番号を写真に撮って送信した。

その後も、手数料などの名目の請求があり、合計で5万円を支払った。しかし、あらためて考えると怪しいと思う。だまされたのか。

【ひとことアドバイス】

- ◆「有料サイトの料金が未納」「当選したのでお金がもらえる」など、心当たりのないメールが届いても、絶対に開かず、すぐに削除してください。
- ◆添付ファイルなどを開けるとウイルスに感染する可能性があります。
- ◆安易に連絡をすると、金銭を要求されたり、個人情報聞き出されたりします。
- ◆コンビニやATMに行くよう指示するものは詐欺です。絶対に信用してはいけません。

相談は
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）
TEL 0796・36・1941（直通）

たじま消費者ホットライン
TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守!!